

令和8年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 52 号 説 明 資 料

令和8年8月28日

大磯町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

河川・下水道課

大磯町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

大磯町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年大磯町条例第 23 号）は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）の規定に基づき、大磯町下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものです。

条文中に用いている地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 条文中の引用条項の整理

当該条例の第 6 条中の、引用箇所の条数を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」とします。

【条例抜粋】

第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

(2) 施行日

令和 8 年 9 月 24 日から施行します。

大磯町下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第7条～第9条 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年9月24日から施行する。</u>	第1条～第5条 省略 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第7条～第9条 省略